障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)に基づき、県内の事業者が社会的障壁の除去を行うよう促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う、障がい者を接客する機会が多い事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に2分の1を乗じた額以下とし、上限は別表の第3欄に掲げる限度額とする。
- 3 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業 の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、補助事業実施の15日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書(様式第1号)に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から15日以内に行 うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかか

わらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合に おいては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の 額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該 仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の増額を伴う変 更以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告(様式第5号)(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。
 - (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中 止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の 4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、 その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。) が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、 その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、 当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により、速やかに知事に報告し、 知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金額の確定及び支払)

- 第8条 県は、補助対象者から前条第1項に基づく実績報告書の提出を受けてから20 日以内に本補助金額を確定するものとし、その旨を補助対象者に通知する。
- 2 確定通知を受けた補助対象者は、口座振込依頼書を県に提出するものとする。県は、 口座振込依頼書の提出を受けた後、速やかに補助対象者の口座に補助金の振込を行う。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、 福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年2月15日から施行するものとし、平成28年度事業から適用するものとする。

附則

この要綱は、平成29年7月3日から施行し、平成29年度事業から適用する。 附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行するものとし、平成31年度事業から適用するものとする。

	<u> </u>
1 補助事業	2 補助対象経費 3 限度額
障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、次に掲げる取	1に掲げる事業 300千円
組その他社会的障壁の除去を行う事業	の実施に必要な報
・メニュー・パンフレットの点字化	償費、旅費、需用費
・携帯スロープの整備	(消耗品費、印刷
・コミュニケーションボードの整備	費)、役務費(筆耕
・聴覚障がい者接客用タブレットの購入	翻訳料)、使用料及
・障がい者にも分かりやすいパンフレット・チラシ	び賃借料、備品購入
の作成	費とする。

- 【注1】本補助金を受けるに当たり、これらの会計経理は他事業等と明確に区分し執行 すること。
- 【注2】「2 補助対象経費」中の「需用費」について、飲食に係る経費は補助対象外 経費とする。
- 【注3】「1 補助事業」中の「聴覚障がい者接客用タブレットの購入」については、「遠隔手話通訳サービス」や「音声文字変換システム」の導入に係るものに限る。なお、「タブレット」を購入する場合、100千円以上は備品購入費、100千円未満は消耗品費となる。

また、「タブレット」をリースする場合は、機器代のみが対象となる。

※遠隔手話通訳サービス

ろう者と聞こえる人との間で、手話によるコミュニケーションを行うとき、タブレット 型端末のテレビ電話機能を通じて、手話通訳センターに常駐する手話通訳者が画面越し に手話通訳を行い、コミュニケーションをとるための仕組み。

※音声文字変換システム

聴覚障がい者と聞こえる人がコミュニケーションを行うとき、聞こえる人の声を文字に 変換してタブレット型端末の画面に表示するシステム。

年 月 日

(EII)

鳥取県知事 〇〇 〇〇 様

申請者住 所氏 名

年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付申請書

障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等 交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称			の名	3称	年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金
算	定	基	準	額	円
交	付	申	請	額	円
添	付	• :	書	類	(様式第2号)障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金事業計画書 (様式第3号)障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金収支予算書

様式第2号(第4条、第7条関係)

年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金 事業計画書 (報告書)

1 事業計画(報告)書

経費区分	事業内容	ν ж ⁄ν ⋣ / Π /	財源内訳		
(例:需用費)	(例:●●●の作成 △△部)	必要経費(円)	県補助金 (円)	自己財源(円)	

※必要に応じて行を増やしてください。

※経費の根拠となる見積書等を添付してください。

- 2 他の補助金の活用について
- (1)他の補助金の活用の有無について、有無のいずれかに○をしてください。

有 · 無

- (2) 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金にかかる問合せ先を記載してください。
 - ①補助金名:
 - ②事業内容:
 - ③問合せ先:
- 3 消費税の取り扱い (一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)
 - ※消費税の取り扱いについて上記いずれかの該当するものに〇をしてください。

様式第3号(第4条、第7条関係)

障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金 収支予算(決算)書

1 収入の部 (単位:円)

42/10	기 H IV		(+1	<u>. • 1 1 / </u>	
区	分	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
		(本年度決算額)	(本年度予算額)		
県 補	助金				
自己	財 源				
合	計				

2 支出の部 (単位:円)

<u> ДН 17 НР</u>			\ 1 1	<u> • 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>
区分	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
	(本年度決算額)	(本年度予算額)		
合 計				

※「収入の部」と「支出の部」の合計が一致するようにしてください。

 第
 号

 年
 月

 日

様

職氏名

年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、○○○とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金

円

(2) 交付決定額 金

円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付要綱(平成29年2月15日付第201600051909 号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算出した額と前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 〇〇 〇〇 様

申請者 住 所 氏 名 ®

年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業等の名称			名称	年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金		
交	付	· 油 🖆	決 定	算 定 基 準 額 交 付 決 定 額		
又	文 们 伏 足	足	円 円			
実			績	円 円		
差			引	P P		
添	付	書	類	(様式第2号)障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金事業報告書 (様式第3号)障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金収支決算書		

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住所申請者氏名印(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金に係る消費税仕入控除税額 確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定(又は変更決定)通知がありました補助金について、 障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第7条 第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	交付要綱第7条の規定による補助金の確定額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額 (交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、	金 交付決定控除税額)	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2>0の場合)	金	円